

## 宇部市条例第12号

3月市議会定例会の議決を経て、宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例を次のように定める。

平成23年3月30日

宇部市長 久保田 后子

宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例  
目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 協働の取組（第4条－第9条）

第3章 基本となる施策（第10条－第18条）

第4章 計画の推進（第19条－第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

附則

子どもは一人ひとりが多様な個性と可能性を持ち、様々な環境の中で、日々成長しているかけがえのない存在です。

本市においては、美しい自然環境と、彫刻に代表される豊かな文化の中で、子ども一人ひとりが人間として尊重され、また、社会の一員として成長に応じた責任と役割を果たしていくことへの自覚を学びながら、生き生きと成長するよう、保護者や地域社会は努めてきたところです。

しかしながら、近年の少子化、核家族化や地域の人間関係の希薄化等の進行に伴い、家庭や地域の「子どもを育てる力」の低下が懸念され、いじめや虐待、子どもが関係する事件・事故の多発等、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しています。

こうした状況に歯止めをかけ、それぞれの家庭が安心して子どもを生み、育てることができるとともに、子どもたちが生き生きと輝き、すくすくとたくましく育つことができる環境をつくることが急務です。

そのためには、単に子どもに向けた支援ではなく、保護者が親として育ち、地域社会の成熟へとつながるものとして、社会を構成するすべての人がそれぞれの責任と役割を果たし、協働して子どもの育成に取り組んでいく必要があります。

明治期以降の石炭産業の振興とそれに続く近代工業を礎に本市が発展する中で、先人たちが「共存同栄・協同一致」として実践してきた産官学民の連携や自治の精神を、今、ここにあらためて認識し、すべての子どもの健やかな育ちを社会全体で共に支え、市民一人ひとりが次代を担う子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会を実現するために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健全な育成について、基本理念を定め、保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市の責務又は役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策を定めることにより、次代を担うすべての子どもがすくすくと育ち、か

つ、市民一人ひとりが子どもの健全な育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 18歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを監護するものをいう。
- 三 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類する教育機関及び児童福祉施設をいう。
- 四 子育て支援団体 ボランティア団体、特定非営利活動法人その他の子どもの健全な育成を目的として市内において活動を行う団体をいう。
- 五 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- 六 協働 保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市が「子どもの健全な育成」という目的を共有し、それぞれの資源や特性を持ち寄り、それぞれの果たすべき責務又は役割を自覚しながら、協力して共に取り組むことをいう。

(基本理念)

第3条 すべての子どもがすくすくと育つ宇部市の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 子どもの健全な育成は、子どもの自主性を尊重しながら導き、子ども自らが生きる力を育めること等、子どもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。
- 二 子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、保護者、市民、学校等、子育て支援団体、事業者及び市がそれぞれの責務又は役割に応じて、協働して取り組まなければならない。

## 第2章 協働の取組

(保護者の責務)

第4条 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有しており、かつ、家庭が子どもの育つ基盤であり、子どもが人格を形成する上で最も重要な役割を担っていることを自覚し、家族が互いに人格を認め合い、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省みるとともに、子どもの健全な育成に積極的に関わるよう努めるものとする。

2 市民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域における子どもの健全な育成、子育て家庭への支援等に努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、各々の理念に従って、子どもの健全な育成に関し、次の役割を果たすよう努めるものとする。

- 一 保護者及び地域の住民との信頼関係の下、子どもの発達段階、個性等に応じて、その能力及び可能性を最大限に伸ばすこと。
- 二 集団の中での遊びや学習を通じて、子どもの心身の発達を助長し、生きる力を身に付けさせるとともに、社会の一員としての自覚を促し、互いを尊重し合う大切さを理解させること。
- 三 保護者及び地域の住民と連携し、安心して安全に子どもを育てることができる環境をつくること。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、自らの活動目的に従い、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図ることができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、子どもの社会性を育むため、地域の住民及び学校等が行う子どもの健全な育成に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、子どもの健全な育成について、次の責務を果たさなければならない。

- 一 子どもの健全な育成に係る施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- 二 子どもの健全な育成に係る施策の実施に当たっては、市民の理解、協力及び参加が得られるよう努めること。
- 三 家庭、学校等、地域及び職場における子どもの健全な育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携及び協力による活動を促進するために必要な調整及び支援を行うこと。
- 四 この条例に規定する理念や内容を市民に分かりやすく広めるなど、周知及び啓発を行うこと。

### 第3章 基本となる施策

(子どもの個の尊重と社会参加の促進)

第10条 市は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重される社会の実現を目指すとともに、子ども自身においても、自己を大切にすること及び他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりを推進するものとする。

2 市は、子どもの自主性及び主体性を大切にしながら、社会参加の促進が図られるよう必要な支援に努めるものとする。

(市民や関係機関等との連携)

第11条 市は、市民、関係機関等と一体となって子ども及び家庭への支援に取り組むとともに、市民の意識を高め、社会全体で子どもを健全に育てるために必要な施策を推進するものとする。

(地域における交流の推進)

第12条 市は、子どもが身近な地域において、様々な世代の人々とふれあい、

多様な体験をすることのできる場や機会を提供し、地域における交流への支援に努めるものとする。

2 市は、子どもが身近な地域において安心して安全に過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。

(妊産婦及び乳幼児の健康の確保)

第 13 条 市は、妊産婦及び乳幼児に対し、適切な保健、医療等のサービスを提供する体制の充実その他の必要な施策を推進するものとする。

(子どもへの虐待の防止)

第 14 条 市は、子どもへの虐待の予防及び早期発見のため、関係機関等と連携し、子どもへの虐待の防止に向けた啓発活動を行うとともに、市民が子どもへの虐待に関し相談し、及び通告しやすい環境をつくるよう努めるものとする。

2 市は、子どもへの虐待の通告を受けたときは、当該虐待を受けた子ども及びその家庭に関する情報を速やかに把握し、当該子ども及び保護者に対し必要な支援を行うものとする。

(支援を要する子どもに対する取組)

第 15 条 市は、障害のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の支援を要する子どもに対する取組を推進するものとする。

(教育環境の整備)

第 16 条 市は、学校等が相互に連携を図ることができるよう調整するとともに、教育環境の充実を図るものとする。

2 市は、いじめ、不登校、非行等を防止するため、関係機関等と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

(安心して安全な子育て環境の整備)

第 17 条 市は、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

2 市は、市民、関係機関等と連携して子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安心して安全に育つことのできる環境の整備を図るものとする。

(子育てと仕事の両立支援)

第 18 条 市は、各家庭の就業形態にかかわらず積極的に子育てに関わることのできる環境を整備し、子育てと仕事の両立を図るための支援を推進するものとする。

2 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスを推進するものとする。

## 第 4 章 計画の推進

(行動計画の推進)

第 19 条 市は、子どもの健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

(意見の反映)

第 20 条 市は、行動計画を策定するに当たっては、市民から意見等を求め、

その反映に努めるものとする。

(公表)

第 21 条 市は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

## 第 5 章 雑則

(財政上の措置)

第 22 条 市は、行動計画の実施のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置及びこれにより実施した事業の実績は、公表するものとする。

(その他)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。